

徳島県告示第九十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次ののとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和四年二月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（牟岐東加入区）

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二一九番地 福田 多津男
同 一七七番地 鳥井 敏之
- 2 加入区
牟岐東加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
牟岐町漁業協同組合
牟岐東漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間
令和四年二月十八日から同年三月四日まで
- 2 縦覧場所
海部郡牟岐町大字中村字大戸八三番地
牟岐町漁業協同組合
海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二六八番地四
牟岐東漁業協同組合

（椿泊加入区）

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
阿南市椿泊町出島三番地 笠井 英司
同 糠塚二〇番地 長坂 信夫
- 2 加入区
椿泊加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
椿泊漁業協同組合
阿南漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間
令和四年二月十八日から同年三月四日まで
- 2 縦覧場所
阿南市椿泊町小吹川原四七番地

椿泊漁業協同組合

阿南市椿泊町小吹川原四七番地先、四八番地先

阿南漁業協同組合

(小松島加入区)

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

小松島市中田町字根井二九番地

亀岡 博文

同 金磯町一一番三九号

福島 茂

2 加入区

小松島加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

小松島漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和四年二月十八日から同年三月四日まで

2 縦覧場所

小松島市南小松島町一番一五号

小松島漁業協同組合